

# 告 訴 状

東京地方検察庁

検事正 伊丹俊彦様

告訴人 東京都豊田區提通 2-3-1-1208

大高 正二 73才

電話番号 090-3223-2780

私は、事件番号 平成24年(ウ)ホ1860号の被告人です。  
東京高等裁判所裁判長裁判官井上弘通は私の  
公判傍聴者に対して手荷物と裁判所に預けさせた。

ポケットに入れている録音機、携帯電話番まで金属探  
知機を使って捜し出し、他の者から預けた荷物と共に番  
号札を付けて山積みする様な杜撰な預け方を致す。

預けている間に大切な物を抜き盗られる事を心配して、  
傍聴を諦める人も居ました。

この事実は傍聴者に依って証言が得られるので確認  
を来ます。証人も多数用意を来ます。

「預ける」と言う行為は任意である筈です。

「預けなければ傍聴させない」といいますので「強制」と  
言う事になります。即ち、「押収」と表現されます。

憲法35条には「何人も、その住居、書類及び所持  
品について、侵入、捜索及び押収を受ける事のない  
権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基  
づいて発せられ、且つ、捜索する場所及び押収する物  
を明示する令状がなければ侵されないと定められて  
います。

私の4人の弁護士から2013年2月13日に申立書、同年9月18日に申入書に依り井上弘通に書面で提告し、改善を求めましたが第1回から第10回の公判まですべて「今状無し」の押収が実施されました。

この行為は憲法35条違反です。

これに依り、傍聴者は傍聴を妨害され、私は裁判の公開を妨害され、不公平な裁判を強いられ、強い精神的な苦痛と不利益を被りました。

依り、井上弘通を刑法193条違反で告訴します。

以上 大高正二 (大高)

2014年2月18日。

Kiyo